

神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例
第 32 条第 3 項に規定する保証金に関する質権設定契約実施要領

(目的)

第 1 条 この要領は、神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例（令和 2 年 6 月神戸市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 32 条第 3 項の規定により、神戸市（以下「市」という。）と条例第 8 条及び第 16 条第 1 項の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）が締結する質権設定契約に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(質権設定契約書)

第 2 条 条例第 32 条第 3 項の規定に基づき、市と申請者が締結する質権設定契約は、保証金に係る預金債権に関する質権設定契約書（様式第 1 号によるものとする。ただし、申請者が個人又は中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）に基づく中小企業者（以下「中小企業者」という。）である場合であって、神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例施行規則（令和 2 年 10 月神戸市規則第 31 号。以下「規則」という。）第 22 条第 2 項に規定する分割により保証金を預入する場合は、様式第 2 号。）によるものとする。

(金融機関の承諾等)

第 3 条 申請者は、条例第 32 条第 3 項の規定に基づき、市を質権者とする質権設定に対し、質権設定承諾依頼書（様式第 3 号）により当該金融機関の承諾を得なければならない。

2 申請者は、前項の承諾を得た場合は、当該承諾書に公証人法（明治 41 年法律第 53 号）第 11 条の規定により法務大臣から任命された公証人による確定日付を取得しなければならない。

(利息の取扱等)

第 4 条 条例第 32 条第 3 項の規定に基づき、市と申請者が締結する質権設定契約において、市が質権者となる対象は定期預金の元本のみとし、当該金融機関の定める利率により発生する定期預金の利息は含めないものとする。

2 前項の規定による定期預金の利息又は第 6 条の規定による質権の実行後に生じた残金については、あらかじめ当該金融機関に入金するための普通預金口座等を開設しておくものとする。

3 条例第 8 条及び条例第 16 条第 1 項の規定に基づく許可を受けた事業の完了前に、条例第 32 条第 1 項の規定に基づき預入された定期預金に満期日が到来し、当該金融機関の定めるところにより継続更新された定期預金についても、当該質権設定契約の効力が及ぶものとする。

(預り証等)

第 5 条 条例第 32 条第 3 項の規定により締結した質権設定契約に基づき、市が申請者から定期預金証書を預かったときは、申請者に預り証（様式第 4 号）を交付するものとする。

(質権の実行)

第 6 条 条例第 33 条第 1 項の規定により質権を実行するときは、申請者が保証金を預入した金融機関に対して、条例第 32 条第 3 項の規定により設定した質権を実行する旨を定期預金質権実行通知書（様

式第5号)により通知し、当該金融機関から質権実行額に相当する金額の保証金の払い戻しを受けるものとする。

(質権設定契約の解除)

第7条 条例第32条第3項の規定により締結した質権設定契約を、条例第34条各項の規定により解除するときは、市が預かっていた定期預金証書を申請者に返還することにより行うものとする。

2 第5条の規定により交付した預り証は、前項の規定に基づき、市が申請者に定期預金証書を返還したときは、申請者はこれを市に返還しなければならない。

(協定書)

第8条 条例第33条第2項の規定に基づき、市、申請者及び土地所有者との間で締結する協定は、保証金に関する協定書(様式第6号)とする。

(個人又は中小企業者による保証金の預入)

第9条 条例第32条第1項ただし書きの規定に基づき、個人又は中小企業者が規則第22条第2項による方法で保証金を預入する場合は、預入するごとに、本要領第2条から前条までの規定を適用するものとする。

附 則

この要領は、令和2年11月1日から施行する。

保証金に係る預金債権に関する質権設定契約書

神戸市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例（令和 2 年 6 月神戸市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 32 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり、乙が保証金（条例第 32 条第 1 項に定めるものをいう。以下同じ。）として金融機関に対して有する預金債権に質権を設定する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（保証金）

第 1 条 乙は、乙が神戸市_____において行う条例第 2 条第 2 項の特定事業（以下「本件事業」という。）につき、条例第 32 条第 2 項により算定される保証金の額が金_____円であり、条例第 32 条第 1 項の規定に基づき、同保証金を本契約末尾記載の定期預金債権（以下「本件定期預金」という。）として預け入れたことを確認する。

（被担保債権）

第 2 条 本契約により、甲のために設定される質権の被担保債権（以下「本件被担保債権」という。）は、本件事業につき、乙が、甲から条例第 7 条第 4 項及び条例第 29 条各項の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、当該命令に係る措置の全部又は一部を履行しなかったことにより、甲が、行政代執行法第 2 条又は同法第 3 条第 3 項の規定により講ずる措置について、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 5 条に基づき乙に対して納付を命じた費用のうち、生活環境及び自然環境の保全上の支障の除去、災害の発生を防止するために必要な費用の請求権とする。

（質権設定）

第 3 条 乙は、甲に対し、本件被担保債権を担保するため、本件定期預金（元本債権のみとし、利息債権を除く。以下「本件担保目的債権」という。）に、甲のために第 1 順位の質権（以下「本件質権」という。）を設定する。

2 乙は、甲に対し、本契約締結と同時に、本件定期預金に係る預金証書を引き渡すものとする。

（質権設定の承諾）

第 4 条 乙は、本契約締結後ただちに、本件質権設定の承諾を依頼する書面を本件定期預金の預入先金融機関に提出し、当該預入金融機関から書面による質権設定の承諾を得なければならない。

2 乙は、前項の規定により承諾を得た書面について、公証人法（明治 41 年法律第 53 号）第 11 条の規定により法務大臣から任命された公証人による確定日付の付与を受け、甲に引き渡すものとする。

(質権の効力)

第5条 本件事業の完了前に本件定期預金に満期日が到来した場合、預入先金融機関の定めるところにより自動継続がなされた本件定期預金の元本債権についても、本件質権の効力が及ぶものとする。

(質権の実行)

第6条 本件事業につき、甲が、第2条各号規定の措置を行い、乙に対し、行政代執行法第5条に基づき当該措置に要した費用の納付を命じたときは、乙は、当該納付命令における納期限の如何にかかわらず、いつでも本件質権を実行し、預入先金融機関から本件被担保債権額に相当する金額の預金債権の払戻しを受け、これを本件被担保債権の支払いに充てるものとする。

2 前各項の規定は、甲が、第1項の措置に要する費用を、行政代執行法又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、乙から徴収することを妨げるものではない。

(被担保債権の増額)

第7条 乙は、条例第16条第1項の規定に基づき本件事業の事業計画を変更することにより、変更後の本件事業について条例第32条第2項によって算定される保証金額が本契約第1条の保証金額を超える場合には、条例第32条第4項において準用する同条第1項の規定に基づき、本契約第1条の保証金額と変更後の本件事業に係る保証金額との差額を、定期預金として金融機関に預け入れるものとする。

2 甲及び乙は、乙が前項により定期預金を預け入れた場合、直ちに、当該定期預金を本件担保目的債権に加えるため、本契約の変更及び金融機関からの承諾の取得等必要な手続を行うものとする。

(質権設定契約の解除)

第8条 甲は、条例第34条各項に規定する事由が発生したときは、本契約を解除することができるものとする。

2 前項の規定による質権設定契約の解除は、第3条第2項の規定により甲に引き渡された本件定期預金に係る預金証書を、乙に返還することにより行うものとする。

3 本件事業につき、甲が、第2条各号に規定する措置を行い、保証金の残額がある場合は、その残額を第1項により本契約を解除する際に、乙に返還するものとする。

(表明保証)

第9条 乙は、甲に対して、本契約の締結日、実行日、保証金の預入日において、以下の各条項に定めるすべての事項が真実かつ正確であることを表明及び保証する。

(1) 保証金にかかる預金契約は適法かつ有効に締結され、有効に存続していること。

(2) 本契約に基づく義務に違反していないこと。

(3) 本件定期預金を他に譲渡しておらず、かつ、本件定期預金には質権その他甲が完全な第1順位の質権を取得するのに妨げとなる第三者の権利が存在しないこと。

(損害賠償)

第 10 条 乙は、前条各号に定める事項が真実かつ正確でないこと、もしくは本契約における義務違反により、又はこれらに関連して、甲に損害、損失又は費用（弁護士費用を含むがこれに限定されない。）が発生した場合、甲の請求にしたがい、甲のために相当因果関係の範囲内の損害、損失又は費用を賠償するものとする。

(費用負担)

第 11 条 本契約の締結、解約等において発生する全ての費用は、乙の負担とする。

(管轄の合意)

第 12 条 本契約に関する一切の紛争については、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(定期預金債権の表示)

預入先	銀行	支店					
口座番号							
金額			円				
期間	年	月	日から	年	月	日まで	
名義人							

上記のとおり契約が成立したので、本証書一通を作成し、末尾に甲乙各自記名押印のうえ、甲がこれを保有し、乙は本証書の写しを保有する。

なお、本契約の締結をもって、条例第 8 条第 1 項に基づく特定事業の許可又は条例第 16 条第 1 項に基づく特定事業の変更許可を受けたことを証するものではない。

年 月 日

債権者（甲）

設定者（乙）

保証金に係る預金債権に関する質権設定契約書

神戸市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例（令和2年6月神戸市条例第10号。以下「条例」という。）第32条第3項の規定に基づき、次のとおり、乙が保証金（条例第32条第1項に定めるものをいう。以下同じ。）として金融機関に対して有する預金債権に質権を設定する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（保証金）

第1条 乙は、乙が神戸市_____において行う条例第2条第2項の特定事業（以下「本件事業」という。）につき、条例第32条第2項により算定される保証金の額を金_____円とし、条例第32条第1項ただし書きの規定及び条例施行規則第22条第2項の規定に基づき、本契約末尾記載の定期預金債権（以下「本件定期預金」という。）として預け入れたことを確認する。

（被担保債権）

第2条 本契約により、甲のために設定される質権の被担保債権（以下「本件被担保債権」という。）は、本件事業につき、乙が、甲から条例第7条第4項及び条例第29条各項の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、当該命令に係る措置の全部又は一部を履行しなかったことにより、甲が、行政代執行法第2条又は同法第3条第3項の規定により講ずる措置について、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条に基づき乙に対して納付を命じた費用のうち、生活環境及び自然環境の保全上の支障の除去、災害の発生を防止するために必要な費用の請求権とする。

（質権設定）

第3条 乙は、甲に対し、本件被担保債権を担保するため、本件定期預金（元本債権のみとし、利息債権を除く。以下「本件担保目的債権」という。）に、甲のために第1順位の質権（以下「本性質権」という。）を設定する。

2 乙は、甲に対し、本契約締結と同時に、本件定期預金に係る預金証書を引き渡すものとする。

（質権設定の承諾）

第4条 乙は、本契約締結後ただちに、本性質権設定の承諾を依頼する書面を本件定期預金の預入先金融機関に提出し、当該預入金融機関から書面による質権設定の承諾を得なければならない。

2 乙は、前項の規定により承諾を得た書面について、公証人法（明治41年法律第53号）第11条の規定により法務大臣から任命された公証人による確定日付の付与を受け、甲に引き渡すものとする。

(質権の効力)

第5条 本件事業の完了前に本件定期預金に満期日が到来した場合、預入先金融機関の定めるところにより自動継続がなされた本件定期預金の元本債権についても、本件質権の効力が及ぶものとする。

(質権の実行)

第6条 本件事業につき、甲が、第2条各号規定の措置を行い、乙に対し、行政代執行法第5条に基づき当該措置に要した費用の納付を命じたときは、乙は、当該納付命令における納期限の如何にかかわらず、いつでも本件質権を実行し、預入先金融機関から本件被担保債権額に相当する金額の預金債権の払戻しを受け、これを本件被担保債権の支払いに充てるものとする。

2 前項の規定は、甲が、第2条各号の規定の措置に要する費用を、行政代執行法の規定に基づき、乙から徴収することを妨げるものではない。

(被担保債権の増額)

第7条 乙は、条例第16条第1項の規定に基づき本件事業の事業計画を変更することにより、変更後の本件事業について条例第32条第2項によって算定される保証金額が本契約第1条の保証金額を超える場合には、条例第32条第4項において準用する同条第1項の規定に基づき、本契約第1条の保証金額と変更後の本件事業に係る保証金額との差額を、定期預金として金融機関に預け入れるものとする。

2 甲及び乙は、乙が前項により定期預金を預け入れた場合、直ちに、当該定期預金を本件担保目的債権に加えるため、本契約の変更及び金融機関からの承諾の取得等必要な手続を行うものとする。

(質権設定契約の解除)

第8条 甲は、条例第34条各項に規定する事由が発生したときは、本契約を解除することができるものとする。

2 前項の規定による質権設定契約の解除は、第3条第2項の規定により甲に引き渡された本件定期預金に係る預金証書を、乙に返還することにより行うものとする。

3 本件事業につき、甲が、第2条各号に規定する措置を行い、保証金の残額がある場合は、その残額を第1項により本契約を解除する際に、乙に返還するものとする。

(表明保証)

第9条 乙は、甲に対して、本契約の締結日、実行日、保証金の預入日において、以下の各条項に定めるすべての事項が真実かつ正確であることを表明及び保証する。

(1) 保証金にかかる預金契約は適法かつ有効に締結され、有効に存続していること。

(2) 本契約に基づく義務に違反していないこと。

(3) 本件定期預金を他に譲渡しておらず、かつ、本件定期預金には質権その他甲が完全な第1順位の質権を取得するのに妨げとなる第三者の権利が存在しないこと。

(損害賠償)

第 10 条 乙は、前条各号に定める事項が真実かつ正確でないこと、もしくは本契約における義務違反により、又はこれらに関連して、甲に損害、損失又は費用（弁護士費用を含むがこれに限定されない。）が発生した場合、甲の請求にしたがい、甲のために相当因果関係の範囲内の損害、損失又は費用を賠償するものとする。

(費用負担)

第 11 条 本契約の締結、解約等において発生する全ての費用は、乙の負担とする。

(管轄の合意)

第 12 条 本契約に関する一切の紛争については、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(定期預金債権の表示)

預入先	銀行	支店					
口座番号							
金額			円				
期間	年	月	日から	年	月	日まで	
名義人							

上記のとおり契約が成立したので、本証書一通を作成し、末尾に甲乙各自記名押印のうえ、甲がこれを保有し、乙は本証書の写しを保有する。

なお、本契約の締結をもって、条例第 8 条第 1 項に基づく特定事業の許可又は条例第 16 条第 1 項に基づく特定事業の変更許可を受けたことを証するものではない。

年 月 日

債権者（甲）

設定者（乙）

質権設定承諾依頼書

_____ 御中

預金者兼質権設定者_____は、神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例（令和2年6月神戸市条例第10号。以下「条例」といいます。）第32条第3項の規定に基づき、預金者兼質権設定者が神戸市に対して現在および将来負担する条例第33条第1項に定める費用の支払義務を担保するため、下記定期預金の上に質権を設定しましたので、ご承諾いただきますよう、連署をもってご依頼申し上げます。

なお、この定期預金が自動継続の約定に基づいて逐次継続された場合にも継続後の元利金に対し上記質権の効力が及ぶことを併せてご承知お願いいたします。ただし、自動継続定期預金の利息支払方法が利払式の場合、中間利息及び継続時の利息は預金者にお支払い下さい。

また、質権者から所定の質権実行通知がなされたときは、上記定期預金の満期日にかかわらず解約し、質権者が指定した口座に質権実行額を入金して下さい。定期預金の解約利率は、期日解約を除き、貴行の中途解約利率を適用するものとします。質権実行後の残額は預金者にお支払い下さい。

記

種別	通帳・証書番号	名義人	預入日	満期日	金額
					円
					円

以上

年 月 日

預金者兼 住所
質権設定者 氏名 _____

質 権 者 住所
氏名 _____

上記質権の設定を承認します。

年 月 日

住 所
金融機関名
代表者名 _____

預り証

定期預金証書1通

(内訳)

預入先

支店

口座番号

金額

期間

年 月 日から 年 月 日

名義人

上記定期預金証書を、神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例第32条第3項の規定により締結した質権設定契約に基づき、確かに預かりました。

年 月 日

様

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市

代表 神戸市長

定期預金質権実行通知書

年 月 日

預入金融機関

支店長

支店

殿

質権者

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市

代表 神戸市長

神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例第33条第1項の規定に基づき、下記のとおり設定した質権を実行するために貴行から預金債権の払い戻しを受けたく、通知します。

質権設定年月日	年 月 日
質権設定者	住所 氏名
預金名義人	
預金取扱店名	
預金種類	
口座番号	
預入日	年 月 日
満期日	年 月 日
預金額	円
質権実行額	円
質権を実行する理由	

添付書類

- 1 預入金融機関からの質権設定承諾書の写し
- 2 市（質権者）と質権設定者との間で締結した定期預金質権設定契約書の写し
- 3 質権実行額の積算根拠が分かる書類

保証金に関する協定書

本協定は、神戸市 における特定事業について、神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例（以下「条例」という。）第33条第2項の規定に基づき、生活環境及び自然環境の保全、又は災害の発生を防止するために講ずる措置（以下「災害防止措置等」という。）に要する費用に充てるための保証金（以下「保証金」という。）に関する必要な事項について、神戸市（以下「甲」という。）、事業者（以下「乙」という。）及び土地所有者（以下「丙」という。）との間で、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 本協定は、条例第33条第1項に規定する保証金の使途等に関し、甲乙丙があらかじめ工事施工及び管理について協定を締結し、迅速に災害防止措置等を行うことを目的とする。

（対象となる工事及び区域）

第2条 対象となる工事は、神戸市 の特定事業区域内及び周辺地域の災害防止措置等に必要工事（以下「災害防止措置等工事」という。）を要すると甲が認める区域とする。

（防災工事の設計及び施工）

第3条 甲は、災害防止措置等工事の内容を決定し、乙及び丙への通知のうえ、これを施工するものとし、乙及び丙は甲の決定した通りの防災等工事が施工されることを了承するものとする。

（保証金の防災等工事への充当）

第4条 甲は、保証金を条例第33条第1項の規定に基づき、災害防止措置等工事に要する費用に充てるものとし、乙及び丙はこれを了承するものとする。

（乙及び丙の協力）

第5条 乙及び丙は、災害防止措置等工事の施工にあたって、甲に協力するものとする。

（保証金残額の返還）

第6条 甲は第3条の規定に基づき、災害防止措置等工事を施工後、保証金に残額があるときは、乙に返還するものとする。

（災害防止措置等工事により築造された施設の所有及び管理）

第7条 甲が第2条の災害防止措置等工事により築造した施設のうち、特定事業区域内の施設の所有及び管理は、災害防止措置等工事の完了日以降は乙とし、甲が実施した公共施設

に関する災害防止措置等工事により築造した施設については、甲は無償で丙の敷地を使用でき、その所有権、管理権のほか、施設の維持管理に必要な権利を有するものとし、乙及び丙はその所有権、管理権のほか、一切の権利を有しないものとする。

(土地所有者の責務)

第8条 丙は、乙と協力し、甲が第2条の災害防止措置等工事により築造した施設のうち、公共施設を除く法面、調整池、排水施設等の施設の管理を行うものとする。

(協定の変更)

第9条 この協定の内容を変更する必要があるときは、甲乙丙協議して定めるものとする。

(その他)

第10条 この協定の各条項の解釈に疑義を生じた場合又はこの協定に定めのない事項は、その都度、甲乙丙協議して決めるものとする。

この協定締結の証として、本書三通を作成し甲、乙、丙記名押印の上、その一通を保有する。

年 月 日

神戸市 (甲)

事業者 (乙)

土地所有者 (丙)